

平成29年生駒市教育委員会

第12回定例会 議案

平成29年12月25日

生駒市教育委員会

平成29年生駒市教育委員会(第12回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第17号	平成29年生駒市議会第5回(12月)定例会提出議案の結果について	1
報告第18号	教職員人事異動方針について	2~6
報告第19号	平成30年生駒市成人式の開催について	7~8
議案第22号	生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	9
議案第23号	生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について	10

報告第17号

平成29年生駒市議会第5回（12月）定例会提出議案の結果について

平成29年生駒市議会第5回（12月）定例会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、次のとおり報告する。

平成29年12月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- ・生駒ふるさとミュージアムの指定管理者の指定について
- ・（仮称）生駒北学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の締結について

【審議経過】

平成29年12月7日 開会

平成29年12月15日 市民文教委員会

平成29年12月22日 再開

【結果】

原案のとおり可決

報告第18号

教職員人事異動方針について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、次のとおり報告する。

平成29年12月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭



教職第472号
平成29年11月30日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長



教職員人事異動方針について

奈良県教育委員会では、本県教育の一層の充実を目指すため、別紙のとおり平成27年11月10日付けで、教職員人事異動方針を定めています。平成30年4月向け人事異動についても、同方針に沿って実施します。



教職員人事異動方針

平成27年11月10日
奈良県教育委員会

教職員人事異動方針を下記のとおり定める。

記

1 基本方針

教育に対する県民の期待と要望に応え、学校教育の一層の進展を期するため人事行政の秩序を保ち公正にして適切な人事異動を行う。

- (1) 各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、全県的な視野に立ち、適材を適所に配置する。
- (2) 教職員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るため、同一校長長期勤務者の解消に努める。
- (3) 若手教職員の人材育成の観点から、多様な経験を積ませるため、全県的な視野に立った人事異動に努める。
- (4) 児童・生徒の指導の充実強化を目指し教員の特性、経験を生かす異動に努める。

2 実施要領

人事異動に当たっては、所期の目的を達成するため、市町村教育委員会及び学校長との連絡協議を密にし、次のとおり行うものとする。

なお、特に、へき地教育、人権教育、特別支援教育並びに定時制・通信制教育の一層の振興を図るため、教職員組織の充実に努める。

(1) 任用

- ① 校長・教頭については、年齢、経歴にとらわれることなく校種、地域の実情、本人の特性等を考慮の上、原則として校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から任用する。
- ② 小・中学校長の任用に際しては、県内全域を対象として適材を適所に配置する。
- ③ 教職員の新規採用者の配置については、採用候補者名簿に登載された者の資格、特性等を考慮の上で行う。

(2) 転任

- ① 小学校、中学校における市町村間・校種間の交流を積極的に進めるとともに、高等学校における地域・学科及び課程相互間、特別支援学校とその他の学校間、並びに教育委員会事務局と学校間等の交流を図る。
- ② 年齢・性別・教科・勤務年数等を考慮し、適材を適所に配置する。
- ③ 同一校に10年以上勤務する者については、地域や学校の実情を考慮しながら、原則として異動を行うこととする。なお、同一校10年未満勤務の者についても、長期的観点から段階的な異動に努める。
- ④ 新規採用後、初回の異動については、地域や学校の実情を考慮の上、早期の段階で行うこととする。小・中学校においては、県内全域の他市町村への異動を基本とする。

附 則

- 1 この方針は、平成28年4月1日人事異動から適用する。



教職第473号
平成29年11月30日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長



平成30年4月教職員人事異動の重点について

本県教育の一層の充実を目指すため、教職員人事異動方針（平成27年11月10日策定）を踏まえ、別紙のとおり、平成30年4月小・中学校人事異動の重点項目を定め、人事異動を行うこととしたので、通知します。



平成30年4月小・中学校人事異動の重点項目

- 1 新規採用後に配置された学校での勤務が4年以上となる者については、地域や学校の実情を考慮の上、全県的な視野に立って、県内全域の他市町村への異動を行う。その他の市町村間交流についても、積極的に異動を進め人材交流を活発化させる。

(教職員人事異動方針2(2)③④)

【趣旨】 採用後4年以上の者については、6、7年までの間に、市町村を越えて配置することにより、多様な経験を積ませ、ものの見方や考え方を広げ、実践的な指導力を向上させる。さらに、それ以外の他市町村間異動についても、学校の状況によっては初回の異動者の動きと組合わせて異動を進め、県内各市町村間の人事交流を活発化させる。

- 2 女性管理職の積極的な登用を進める。

(教職員人事異動方針2(1)①)

【趣旨】 本県の女性管理職が全管理職に占める割合は、全国的に低位な状況にある。女性教員の活躍する場と機会の充実を図ることにより、次代を担う女性教員の育成に努めるとともに、管理職への積極的な登用を推進する。

- 3 管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を進める。

(教職員人事異動方針2(1)①、(2)②)

【趣旨】 中央研修や大学院研修、人事交流等の機会を通し、次代を担う人材(ミドルリーダー)の育成に努めるとともに、魅力と活力ある学校づくりを進めるため、管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を推進する。

- 4 小・中学校間及び小・中学校と特別支援学校間での相互交流や、国公立学校等との校種間交流等多様な経験を積ませる人事交流を積極的に進める。

(教職員人事異動方針2(2)①)

【趣旨】 小・中学校と県立特別支援学校間での相互交流は、これまで3年間を基本にしてきたが、短期(1年)の交流を導入し、お互いのノウハウを学び生かせるような人材を増やす。また、小中一貫で9年間を見通した学習指導や生徒指導等を進めるための小中間の交流や、特別支援教育や通級指導の充実を目指した小中間の交流、高度な研究を生かした指導を学ぶための国公立学校との人事交流等を推進する。

報告第19号

平成30年生駒市成人式の開催について

平成30年生駒市成人式の開催について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、次のとおり報告する。

平成29年12月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

平成30年生駒市成人式

- 1 日 時 平成30年1月8日（月・祝日）
10：00～12：40（予定）
- 2 場 所 たけまるホール 大ホール
- 3 対 象 平成9年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた、生駒市に在住している人及び生駒市出身で生駒市の成人式に出席を希望する人。
- 4 出席予定者数 約900人（昨年実績による）
- 5 日 程
- | | |
|-------|---|
| 9：30 | 受付開始 |
| 10：00 | 成人式（式典） <ul style="list-style-type: none">・国歌斉唱・式辞：市長・来賓祝辞：市議会議長・子どもたちからのお祝いの言葉・生駒市民憲章の唱和・新成人誓いの言葉 |
| 10：30 | 記念行事 <ul style="list-style-type: none">・華鹿の演舞・生駒山麓太鼓保存会の演奏・成人式運営委員の企画による記念行事・成人式運営委員会代表者あいさつ |
| 11：20 | 記念写真撮影準備 |
| 11：30 | 記念写真撮影開始 |
| 12：40 | 終了（予定） |

議案第 22 号

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 1 月 25 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 31 年 4 月生駒市教
育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の 2 を第 20 条の 2 の 2 とし、第 20 条の次に次の 1 条を加える。

（主幹教諭）

第 20 条の 2 学校に、主幹教諭を置くことができる。

2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、任された校務を整理し、並びに授業を受
け持つことを職務とする。

第 20 条の 6 及び第 20 条の 7 中「第 20 条の 2」を「第 20 条の 2 の 2」に
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 1 月 25 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和 51 年 4 月生駒市教
育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 壱分小学校の項及び別表第 2 大瀬中学校の項中「さつき台 2 丁目」の
次に「、翠光台」を加える。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

